

Q11 病気にかかり、出勤できません。 会社には病気休暇の制度がありますが、その間給料がでません。 どうすればよいですか？

健康保険に加入していれば、仕事とは関係のない病気やケガで3日以上働けない日が続いた場合で、会社から給料が支払われない際は4日目以降から**傷病手当金**という、生活を保障するためのお金をもらうことができます。

傷病手当金の額は毎月の給料をもとに計算されますが、おおむね平均月収の**3分の2**程度です。期間は原則として、**初めてもらった日から1年6か月後まで**と決められていますが、退職したあとも要件を満たせば、引き続き、1年6か月に達するまではもらい続けることができます。

なお、手続きには医師の診断書などが必要となります。



【action】

- 病院に行き、「〇〇(病名等)により、□□(時期)までの間、自宅での療養を要する(勤務できない)」という診断書をもらい、会社に提出してください。
- 協会けんぽ(全国健康保険協会)の窓口で、「傷病手当金」を受け取る手続きをしてください。会社が手続きを行ってくれる場合が多いので、会社に問い合わせましょう。

..... 最後の確認！

- 健康保険に入っている
- 病院で診断書をもらった
- 会社で手続きについて確認した